

## 米国における内部統制報告制度と監査報酬の情報開示

岡 村 雅 仁

### Internal Control Report System and Disclosure of Audit Fee in USA

Masahito OKAMURA

#### 1. はじめに

情報システムの普及にともない、企業は会計処理だけでなく、経営管理にコンピュータを利用している。本論文は、コンピュータを利用した詐欺事件として 1973 年のエクイティ・ファンディング事件により、監査事務所と EDP の問題をとりあげる。次に、会計不祥事を受けて、1977 年のメトカーフ報告は、監査業界が寡占状態にあり、経営コンサルティング業務の拡大により会計士の独立性を損なっていると批判した。SEC は、2002 年のサーベンス・オクスレー法の制定まで、十分な対応をしてきたとはいいがたい。本論文は、監査報酬の情報開示の経緯やサーベンス・オクスレー法関連の SEC 規制の進捗状況を明らかにする。

#### 2. 会計不祥事

##### 2.1. エクイティ・ファンディング事件

1973 年 4 月に倒産したエクイティ・ファンディング事件は、生保コングロマリットのエクイティ・ファンディング社 (Equity Funding Corporation of America, 以下, EFCA) がコンピュータを利用した詐欺事件であった。EFCA は、不正会計処理により 1 億 4,300 万ドルにのぼる架空の資産を計上した。当時, EFCA は、1966 年にアメリカン証券取引所に上場し、1970 年にニューヨーク証券取引所に上場し、成長企業として知られていた[1-6]。

1959 年創業の EFCA は、当初、小規模の保険、ミューチャル・ファンドの独立系の販売会社にすぎなかった。EFCA は、①中流 (ミドルクラス) の投資家を対象にミューチャル・ファンドを販売し、②投資家がミューチャル・ファンドを購入するとともに、担保に入れて同社から資金を借り入れ、加入した生命保険料の支払いに充てるという金融商品プログラムを開発した。ミューチャル・ファンドの配当と評価益がローン金利を上回るかぎり、投資家は、証券投資と生命保険の両方のメリットを享受することができる。

図 1 に示すように[4]、EFCA のスキームは、生命保険の加入者が借り入れた資金は同社の 100% 子会社であるカリフォルニア・エクイティ・ファンディング社 (Equity Funding Corporation-California,

以下、EFC-Cal という)の「特定貸付金」として計上される。ミューチャル・ファンドは、EFC-Cal から販売委託された別の子会社のエクイティ・ファンディング証券 (Equity Funding Securities Corporation, 以下、EFSC という) が顧客に販売した。生命保険証券は、他の子会社のエクイティ・ファンディング生命保険 (Equity Funding Life Insurance Company, 以下、EFLIC という) が発行しする。顧客は、EFSC から購入したミューチャル・ファンドを担保に EGCA から融資を受けて、EFLIC へ生命保険料を支払う。EFCa は、EFLIC を 1967 年に買収したことを契機に、本スキームによる架空の特定貸付金の計上が本格化した。

特定貸付金は、5 桁のローンナンバーが付され、コンピュータ出力のリストから先頭 2 桁の数字が意図的に印字しないことにより、架空の特定貸付金を計上することができた[6]。コンピュータを利用した犯罪ではあるが、手作業で可能であり、手口としては単純であった。

EFCa の監査は、ウォルフソン・ウェイナー・ラトフ・アンド・ラピン会計事務所 (Wolfson, Weiner, Ratoff & Lapin, 以下、WW 会計事務所) が行っていた。1971 年 12 月期に計上された架空の特定貸付金は 3,400 万ドルにのぼった。WW 会計事務所は、きわめて杜撰な監査を行い、架空計上を見逃したとして強く非難された。

資産だけでも 1 億 4,300 万ドルに及ぶとされるが、監査人は長年この不正を見抜けなかった。エクイティ・ファンディング・グループ各社の監査は、異なる会計事務所が担当していたが、特にエクイティ・ファンディング社の監査を行っていたウルフソン・ウェイナー・ラトフ・アンド・ラピン (Wolfson, Weiner, Ratoff & Lapin) 事務所は、きわめて杜撰な監査を行っていたとして強く非難された。

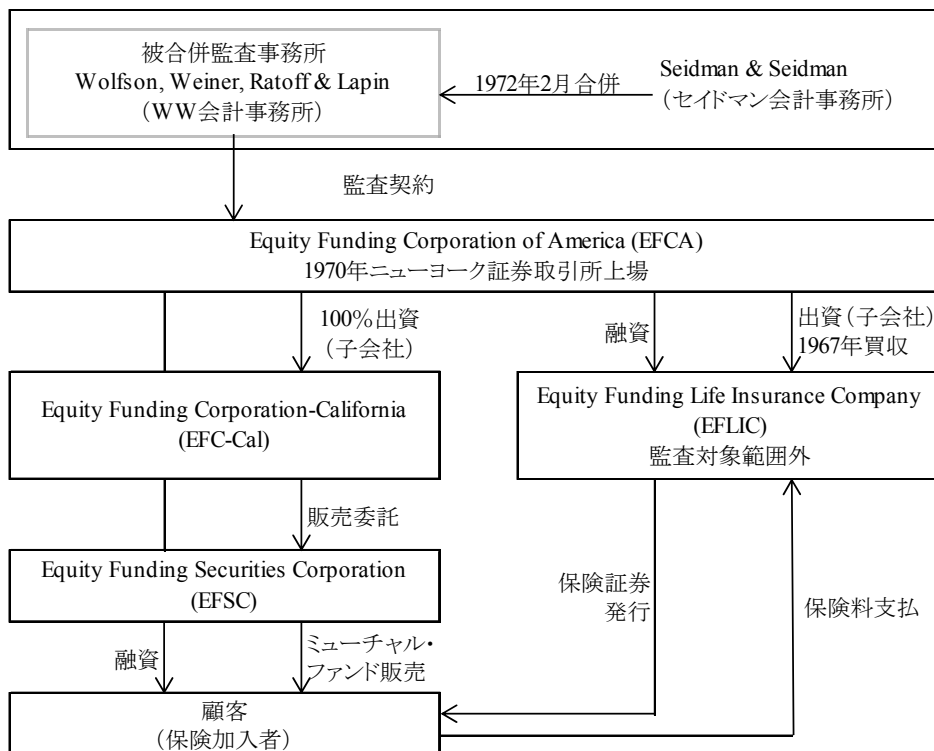


図1 エクイティ・ファンディング事件のプレイヤー[4]

WW 会計事務所は 1972 年 2 月にセイドマン・アンド・セイドマン会計事務所 (Seidman & Seidman, 以下, セイドマン会計事務所) に吸収合併された。このとき, EFCA の 1971 年 12 月期の監査は実質的に終了していた。セイドマン会計事務所は, WW 会計事務所の監査を十分に査閲することなく, そのまま受け入れ, 1972 年 3 月に同期の財務諸表に対して無限定適正意見を表明し, 自己の事務所名の記載を認めた[4]。

米国公認会計士協会は, エクイティ・ファンディング事件を受けて, 1974 年 12 月に監査基準書 (SAS) 第 3 号「内部統制の検討と評価に対する EDP の影響 (The Effects of EDP on the Auditor's Study and Evaluation of Internal Control)」を公表した。これは, はじめて EDP (Electronic Data Processing) の利用が会計統制にもたらす特徴と監査人の調査・評価に及ぼす影響を取りあげたものであった。

## 2.2. メトカーフ報告

エクイティ・ファンディング事件をはじめとする会計不祥事が相次いだことから, 「会計士はどこにいたのか (Where was the independent auditor?)」が流行語になった。1977 年 3 月に上院政府活動委員会の小委員会「報告書・会計・経営に関する小委員会」のスタッフによる調査報告書 (メトカーフ報告書) が公表された[7]。

メトカーフ報告書によると, 表 1 に示すように, 1974 年-1975 年において, 8 大監査事務所は, ニューヨーク証券取引所上場会社の 91%を監査し, 国際化している。さらに, 収入構成をみると, 経営コンサルティングの分野に進出し, 監査人の独立性が損なわれている。また, ①AICPA は会計基準を決定する財務会計基準審議会 (以下, FASB) を実質的に支配しており, ②8 大監査事務所は AICPA に強い影響力があり, ③SEC は, 投資家保護のために会計基準を決定する権限が与えられているにもかかわらず, FASB にその権限を委ねているため, 投資家保護の責任を十分に果たしていないと批判している。

表 1 8 大監査事務所の概要

監査事務所	所在地 州 (市)	事務所数		クライアント数		収入構成 (%)		
				(NYSE 上場)		監査・ 会計	税 務	経営コンサル ティング
		米 国	海 外	社 数	構成比			
Arthur Andersen & Co.	Illinois (Chicago)	48	58	273	17.5	66	18	16
Price Waterhouse & Co.	New York (New York)	67	203	241	15.4	76	16	8
Coopers & Lybrand	New York (New ork)	81	242	176	11.3	69	19	12
Peat, Marwick, Mitchell & Co.	New York (New York)	100	199	218	14.0	68	21	11
Ernst & Ernst	Ohio (Cleveland)	112	146	155	9.9	73	17	10
Arthur Young & Co.	New York (New York)	64	150	108	6.9	69	17	14
Haskins & Sells	New York (New York)	93	137	157	10.0	74	15	11
Touche Ross & Co.	New York (New York)	76	235	89	5.7	62	24	14

出所: メトカーフ報告書[7]

1977 年 9 月にメトカーフ委員会の最終報告書が公表された。メトカーフ委員会は公聴会等で

SEC, 監査業界が改革を行いことを約束したことを評価して, 現行のフレームワークを維持して改革を実現するべきであるとの結論をくださった[8]。1978年にメトカーフが死去し, メトカーフ委員会は解散した。また, 1981年1月に大統領に就任したレーガン政権の規制緩和政策により, 批判の矛先が鈍ることになった。

### 2.3. 監査業界の寡占化

8大監査事務所(ビッグ8)は, 図2に示すように2002年にビッグ4となり, 寡占化が進んでいる。1987年1月に欧州のKMGとPeat Marwick Mitchellが合併してKPMG Peat Marwickになった。1989年6月のErnst & WhinneyとArthur Youngの合併によりErnst & Youngが, 同年8月にDeloitte Haskins & SellsとTouche Rossの合併によりDeloitte & Toucheが誕生し, ビッグ6になった。1998年7月にCoopers & LybrandとPrice Waterhouseが合併してPricewaterhouse Coopersが誕生したためビッグ5となった。その後, エンロン会計スキandalの発覚により, Arthur Andersenは2002年に解散に追い込まれ, ビッグ4になった。

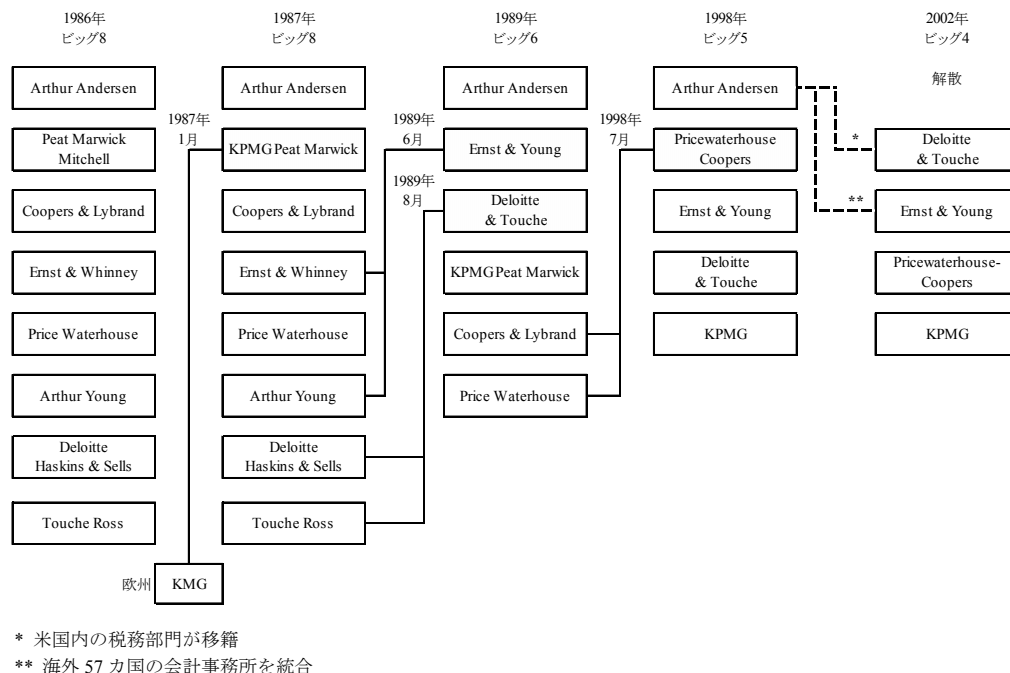


図2 監査事務所の合併[9]

### 3. 監査報酬の開示

1978年にSECは, 1978年8月30日以降にSECに提出する株主への委任状説明書(proxy statement)に非監査業務の情報開示を求めた[10]。内容は, 直近の事業年度について, ①監査報酬に対するすべての非監査報酬の割合, ②監査報酬に対する各非監査業務の割合, ③その割合が3%を超過している場合, 当該業務を記述する, ④監査委員会または取締役会が事前に非監査業務を承認し, 独立性に対する影響を検討したかどうかであり, 金額の開示は求められなかった。

SEC は、2000年6月に Schedule 14A Item 9 を修正して、委任状説明書に直近の会計年度において監査事務所が受け取る監査報酬および非監査報酬の開示を求める改正案[11]を公表し、意見を求めた。具体的には、非監査業務が5万ドル以上で監査報酬の10%以上であれば、非監査報酬の具体的な業務内容と金額を株主への委任状説明書に開示する。さらに、開示する非監査業務を提供する前に、非監査会社の監査委員会（なければ取締役会）が当該業務を承認し、監査人の独立性に及ぼす影響を検討したかを記載しなければならないとしている。また、改正案[11]では、合理的な投資家であれば、監査人の独立性を損なうことに同意すると SEC が考えるものとして、次の四つの場合をあげている。

- ① 監査人が非監査会社と共通の利害または対立する利害を有する。
- ② 会計士自身の作業を監査する。
- ③ 監査人が非監査会社の経営者または従業員として機能する。
- ④ 監査人が非監査会社の代弁者として行動する。

これにしたがって、SEC は監査人の独立性を損なうと考えられる非監査業務として次の10種類をあげて、コメントを求めた。

- ① 被監査会社の記帳業務または会計記録もしくは財務諸表に関連するその他の業務
- ② 財務情報システムの設計・実装
- ③ 鑑定・評価業務、公正性に関する意見表明（fairness opinions）または現物出資報告書作成業務（contribution-in-kind reports）
- ④ 保険数理業務
- ⑤ 内部監査のアウトソーシング業務
- ⑥ 経営機能
- ⑦ 人事管理業務
- ⑧ ブローカー・ディーラー、投資顧問または投資銀行業務
- ⑨ 法律業務
- ⑩ 専門業務

なお、税務業務は、監査事務所と第三者の事業取引に関連した第三者の利用のための税務意見についてコメントを求めている。

5大監査事務所の収益構成は、表2からわかるように、経営コンサルティングサービスおよび監査・税務以外の業務の構成比が1993年の32%から6年後の1999年に51%と過半を占めるまでになっている。

表2 5大監査事務所の収益構成[11]

	1999	1998	1997	1996	1995	1994	1993
会計および監査	9,150	7,812	6,738	6,195	5,762	5,823	5,485
税務	5,764	4,871	4,110	3,477	2,968	2,673	2,714
経営コンサルティング, その他	15,702	13,234	9,618	7,633	6,321	4,796	3,856
計	30,616	25,917	20,492	17,305	15,051	13,291	12,162

注. 5大監査法人は、アルファベット順に、Arthur Andersen, Deloit & Touche, Ernst & Young, KPMG, PricewaterhouseCoopers. PricewaterhouseCoopers は、1998年に6大監査法人のPrice WaterhouseとCoopers & Lybrandが合併して誕生した。

SEC は、2000年11月に1934年証券取引所法規則14A-101 (Schedule 14A) Item 9 (e)を追加して、

直近の会計年度において監査事務所が受け取る報酬金額の開示を求めた[12]。2001年2月5日以降に提出する委任状説明書に①監査報酬、②財務情報システムの設計・構築・運用に関する報酬、③その他の非監査報酬に区分して開示しなければならない。報酬金額は、取締役を選任する定時株主総会に関連する委任状説明書でのみ当該1期分が開示され、年次報告書 Form 10-K での開示が求められなかった。また、外国会社は対象外とされた。GEが2001年4月25日に開催する定時株主総会の委任状説明書における報酬額の記載例は、次のとおりである。

Audit Fees: \$23.9 million for services rendered for the annual audit of the Company's consolidated financial statements for 2000 and the quarterly reviews of the financial statements included in the Company's Forms 10-Q;

Financial Information Systems Design and Implementation Fees: \$11.5 million for services rendered in connection with the design or implementation of hardware or software systems that aggregate source data underlying the financial statements or generate information that is significant to the financial statements taken as a whole; and

All Other Fees: \$13.8 million for tax services; \$15.5 million for non-financial statement audit services such as due diligence procedures associated with mergers and acquisitions; and \$38.9 million for all other services consisting primarily of information technology consulting and assistance for systems not associated with the financial statements.

監査業務と同時に提供する非監査業務として、①被監査会社の記帳業務または会計記録もしくは財務諸表に関連するその他の業務、②財務情報システムの設計・構築・運用、③鑑定もしくは評価業務、フェアネス・オピニオン (fairness opinions) 表明業務、④保険数理業務、⑤内部監査のアウトソーシング業務、⑥経営機能、⑦人事管理業務、⑧ブローカー・ディーラー業務、⑨法律業務をあげている。

SECは、2003年1月に、Schedule 14A Item 9(e)を修正し、登録会社は株主宛の委任状説明書 (proxy statement) に、監査人に支払う監査報酬および非監査報酬を①監査報酬、②監査関連報酬、③税務報酬、④その他すべての報酬に区分して開示しなければならないとした[13]。

①監査報酬には、財務諸表の監査、四半期財務諸表のレビュー、法定の開示書類について通常提供される業務に対する報酬が含まれる。②監査関連報酬には、財務諸表の監査またはレビューに関連して提供される保証業務または関連業務であって、①監査報酬に含まれないものである。③税務報酬には、税法の遵守、税務に対する助言、タックス・プランニングに対する報酬である。④その他すべての報酬には、①～③の分類に該当しない他のすべての業務に対する報酬である。

米国企業は、SECに提出する年次報告書 Form 10-K に新たに Item 16. Principal Accountant Fees and Services が設けられ、Schedule 14A の Item 9(e)に定める上記①～④の情報を提示するものとされた。2003年3月のリリース[14]により、Form 10-K の Item 16 が Item 15 に訂正された。2003年6月のリリースにより、Item 14 で開示されている。ただし、Form 10-K 提出後 120 日以内に委任状説明書を提出する場合、参照による組込み (Incorporated by Reference) が認められる (Form 10-K General Instructions G(3))。

外国会社は、SECに提出する年次報告書 Form 20-F の Item 16C Principal Accountant Fees and Services が新設され、上記①～④の情報を開示している。

1934年証券取引所法14条(a)項は、いかなるものも公益上または投資家保護のために必要または適切なものとしてSECの定める規則または規制に違反して委任状勧誘を行ってはならないことを定めている。これに基づいて、SECはレギュレーション14A(17CFR §240.14a-1-§240.14b-2)において、委任状勧誘にかかる情報開示および手続きに関する規制を定めている。ただし、海外民間企業発行体はレギュレーション14Aの適用が免除されている(17CFR §240.3a12-3)。

#### 4. SOX法の制定とSECの関連規制

2001年にエンロン(Enron Corp.)が、2002年にワールドコム(WorldCom Inc.)などが破綻し、不正会計事件が発覚した。資本市場の信頼性を回復するために、コーポレート・ガバナンスの強化、監査人の独立性の確保、情報開示の正確性・信頼性の確保、投資家保護などをめざして、2002年7月30日にサーベンス・オクスリー法(Sarbanes-Oxley Act of 2002, 以下SOX法)が成立した。

SOX法201条により1934年証券取引所法10A条(g)項、(h)項が追加され、SOX法202条により1934年証券取引所法10A条(i)項が追加された。1934年証券取引所法10A条(g)項は、監査業務と同時に提供することを禁止する非監査業務として次の9業務を示され、監査人はPCAOBが許容・免除しない限り、記帳代行、ITコンサルティング等の提供が禁止された。

- ① 記帳業務または被監査会社の会計記録もしくは財務諸表に関連するその他のサービス
- ② 財務情報システムの設計・構築・運用
- ③ 鑑定または評価業務、フェアネス・オピニオン(fairness opinions)または現物出資報告書作成業務(contribution-in-kind reports)
- ④ 保険数理業務
- ⑤ 内部監査のアウトソーシング業務
- ⑥ 経営機能または人事管理業務
- ⑦ ブローカー・ディーラー、投資顧問または投資銀行業務
- ⑧ 法律および監査に関連しない専門業務
- ⑨ PCAOBが許容できないものとして定める他の業務

また、1934年証券取引所法10A条(h)項により、税務業務など(g)項で禁止されていない非監査業務は被監査法人の監査委員会の事前承認を前提に認められる。

財務報告書に関する会社の責任として、SOX法は、302条で年次報告書、四半期報告書において、CEOおよびCFO(または同等の者)による記載内容の正確性に関する宣誓を求め、906条で刑事罰を定めている。さらに、財務報告の正確性、信頼性を確保するために、SECに対し年次報告書のなかに、404条(a)項で経営者による内部統制報告書を含むように義務化する規則を定めるよう求めている。さらに、同条(b)項で監査報告書を作成する登録公認会計事務所による(a)項にもとづく内部統制の評価に関して、経営者による評価を証明(attest)・報告を求めている。

##### 4.1. SOX法302条とSECの規制

SECは、2002年6月14日に1934年証券取引所法に基づいて提出される報告書に、おもな執行役員およびおもな財務担当役員による宣誓を求める規制案(以下、6月の規制案)を発表し、同年

8月19日までにコメントを提出するよう求めた[15]。対象となる報告書は、米国企業が提出する年次報告書 Form 10-K、10-KSB、四半期報告書 Form 10-Q、Form 10-QSB である。宣誓する内容は、当該役員の知識に基づいて、報告書が真実であり、当該役員が合理的な投資家にとって重要であると信じるすべての情報を記載されていることである。また、当該会社が四半期報告書、年次報告書および臨時報告書 Form 8-K で求められる情報を収集し、処理し、開示することを合理的に保証する手続を維持し、年次報告書を提出する前にこれらの手続を検証、評価することを求めた。

ところが、2002年7月30日にSOX法が成立した。SOX法302条は、同法成立の30日以内に(2002年8月29日まで)SECが財務報告書(financial reports)に対する企業の責任を定めるように求めている。具体的には、1934年証券取引法13条(a)または15条(d)に基づき定期報告書を提出する会社のCFO、CEOなど主要な執行役員が、年次報告書または四半期報告書のなかで次の内容を宣誓するように要請している。

- ① 署名した役員が報告書を閲読(review)していること
- ② 報告書には、重大な事実について真実でない記述が含まれておらず、誤導的でない記述を行うために必要な重大な事実の脱漏がないこと
- ③ 財務諸表または報告書に含まれるその他の財務情報が、すべての重大な点において、報告書に示された期間の時点における会社の財務状態および経営の結果を公正に示していること、
- ④ 署名した役員が、開示に関する内部統制および手続(disclosure controls and procedures, 開示統制)と財務報告に関する内部統制(internal control over financial reporting, 財務報告統制)を確立し、維持に責任を負い、開示統制を整備し、その有効性を報告書の期末日に有効性を評価し、結論を報告書に記載したこと、財務報告統制を整備し、重要な変化または重要な影響を及ぼし得るその他の要因における重要な変化が、評価の日の後にあったか否かを、報告書に記載していること
- ⑤ 財務報告統制の評価で発見された内部統制の整備、運用に係る重要な不備(significant deficiencies)と重大な欠陥(material weaknesses)および内部統制に重要な役割を果たす経営幹部またはその他の従業員が関与する詐欺について重大であるか否かを問わず開示していること

SOX法302条による規制が米国企業だけでなく海外民間企業発行体を対象とし、2002年6月の規制案と用語に差異があった。このため、SECは、2002年8月2日に対象を海外民間企業発行体に拡大するとともに、6月の規制案とSOX法の差異を検証し、宣誓書の内容を修正し、規制対象を海外民間企業発行体が提出するForm 20-F、カナダ企業の提出するForm 40-Fに拡大する規制案を公表し、コメントを6月の規制案と同じ8月19日までに提出するよう求めた[16]。

SECは、6月の規制案に対する102通のコメントがあり、大部分が規制案を支持し、SOX法成立後に受け取ったコメントが経営者の宣誓の要件を支持していたことから、2002年8月28日にSOX法302条に対応し、年次報告書および四半期報告書に経営者による宣誓書を記載する規則を定め、SOX法302条の期限となる8月29日に施行した[17]。

SOX法906条は、1934年証券取引法13条(a)または15条(d)に基づきSECに提出する定期報告書にCEOおよびCFO(または同等の者)による陳述書(statement)の添付を定めている。陳述書は、定期報告書が1934年証券取引法13条(a)または15条(d)の要件に従っており、定期報告書に含まれる情報がすべての重要な点において発行者の財政状態および営業成績を公正に表示していることを宣誓するものである。



陳述書が添付された定期報告書が法に定める基準に達していないことを知りながら、陳述書に宣誓したとき、100万ドル以下の罰金刑または10年以下の自由刑またはその両方、故意に宣誓する者は、500万ドル以下の罰金刑または20年以下の自由刑またはその両方が課される。

#### 4.2. SOX法404条とSECの規制

SOX法404条は、1934年証券取引所法13条(a)条または15条(d)項により提出される年次報告書に内部統制報告書を含めるよう義務付ける規則をSECが定めるよう規定している。SOX法404条(a)項は、適切な内部統制体制および財務報告の手順の確立と維持に関する経営陣の責任を明言し、また財務報告に係る内部統制体制および手続きの有効性について直近の会計年度の終了時点での評価を記載するものとする。その実施のために、同条(b)項は、発行者のために監査報告書を作成する登録公認会計事務所が経営者による内部統制の評価を証明( attest ) および報告するものと規定している。

SECは、表3に示すように2003年6月に米国企業のうち、浮動時価総額が7500万ドル以上の早期提出者( accelerated filer ) が2004年6月15日以降に終了する事業年度から、米国企業のうち浮動時価総額が7500万ドル未満の非早期提出者、海外民間企業発行体が2005年4月15日以降に終了する事業年度からSOX法404条(a)項および(b)項を適用すると定めた[18]。しかしながら、企業のコスト負担が重く、とくに小規模企業の負担が大きいこと、米国証券市場の競争力低下を招きかねないと批判され、適用開始はたびたび延期された。

SECは、2004年2月に、2003年6月のリリースで示された財務報告に係る内部統制の要件の遵守が極めて困難であることなどを理由に適用時期を延期した[19]。米国企業のうち、浮動時価総額が7500万ドル以上の早期提出者は2004年11月15日以降に終了する事業年度から、以外の企業は2005年7月15日以降に終了する事業年度から適用するとし、さらに、2005年3月のリリース[20]で2006年7月15日以降に終了する事業年度から適用するとした。

2005年9月に、海外民間企業発行体を含め規模の小さな非早期提出者への適用は2007年7月15日以降に終了する事業年度からとした[21]。また、2006年8月に、海外民間企業発行体のうち、浮動時価総額が7500万ドル以上7億ドル未満の早期提出者に対する404条(b)項の適用は2007年7月15日以降に終了する事業年度からに延期した[22]。なお、2005年12月に、浮動時価総額が7億ドル以上を大規模早期提出者( large accelerated filer ) とする区分が新設され、7500万ドル以上7億ドル未満が早期提出者( accelerated filer ) とする変更が行われた[23]。

2006年12月に、海外民間企業発行体を含め非早期提出者への適用は、404条(a)項が2007年12月15日以降に終了する事業年度から、404条(b)項が2008年12月15日以降に終了する事業年度からとされた[24]。これにより、404条(a)項は、米国企業、海外民間企業発行体すべてに適用されることになった。

海外民間企業発行体を含め規模の小さな非早期提出者への404条(b)項の適用は、2008年6月のリリースで2009年12月15日以降に終了する事業年度から[25]、2009年10月のリリースで2010年6月15日以降に終了する事業年度からに延期された[26]。

2007年以降のサブプライムローン問題や金融システム危機を背景として、2010年7月21日にドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法( Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act, 以下、ドッド・フランク法 ) が成立した。ドッド・フランク法989条G項により非早期提出者への適用免除がSOX法404条(c)項として追加された。このため、SECは2010年9月

に非早期提出者への404条(b)項の適用を永久に免除した[27]。

表3 内部統制報告制度の適用時期

	米国企業				海外民間企業発行体				
	大規模早期提出者・ 早期提出者	非早期提出者		大規模早期提出者	早期提出者		非早期提出者		
	404条(a)、404条(b)	404条(a)	404条(b)	404条(a)、404条(b)	404条(a)	404条(b)	404条(a)	404条(b)	
最初(2003年6月)の適用時期	2004年6月15日以降に終了する事業年度	2005年4月15日以降に終了する事業年度							
2004年2月の延期	2004年11月15日以降に終了する事業年度	2005年7月15日以降に終了する事業年度							
2005年3月の延期		2006年7月15日以降に終了する事業年度							
2005年9月の延期		2007年7月15日以降に終了する事業年度					↓	2007年7月15日以降に終了する事業年度	
2006年8月の延期			↓				2007年7月15日以降に終了する事業年度	↓	
2006年12月の延期		2007年12月15日以降に終了する事業年度	2008年12月15日以降に終了する事業年度					2007年12月15日以降に終了する事業年度	2008年12月15日以降に終了する事業年度
2008年6月の延期			2009年12月15日以降に終了する事業年度						2009年12月15日以降に終了する事業年度
2009年10月の延期			2010年6月15日以降に終了する事業年度						2010年6月15日以降に終了する事業年度
2010年9月の適用免除			適用免除						適用免除

注: 網掛け部分は適用済みであることを示す。

## 5. むすびにかえて

これまで、会計不祥事、監査人の独立性を確保するための規制強化が繰り返されている。監査人の独立性の問題は、古くて新しい問題である。現在、日米欧ともに監査人の継続監査期間を規制している。また、米国では2011年8月に、PCAOBがコンセプト・リリース「監査人の独立性および監査事務所のローテーション」を公表し、コメントを求めた。コメントの大半は監査事務所のローテーションに反対している。一方、EUでは、上場会社に最長10年で監査事務所のローテーションを求める規制が2016年から適用される。わが国では、米国、EUの動向をみながら監査事務所の強制ローテーションについて慎重に議論する必要がある。

## 参考文献

- [1] Stephen A. Zeff (2003), How the U.S. Accounting Profession Got Where It Is Today: Part I, Accounting Horizons, Vol. 17, No. 3, Sept. 2003, pp. 189-205  
([http://www.ruf.rice.edu/~sazeff/PDF/Horizons,%20Part%20I%20\(print\).pdf](http://www.ruf.rice.edu/~sazeff/PDF/Horizons,%20Part%20I%20(print).pdf)).
- [2] Stephen A. Zeff (2003), How the U.S. Accounting Profession Got Where It Is Today: Part II, Accounting

- Horizons, Vol. 17, No. 4, Dec. 2003, pp. 267-286  
([http://www.ruf.rice.edu/~sazeff/PDF/Horizons,%20Part%20II%20\(print\).pdf](http://www.ruf.rice.edu/~sazeff/PDF/Horizons,%20Part%20II%20(print).pdf)).
- [3] 吉見宏 (2005), 『監査期待ギャップ論』 森山書店。
- [4] 八田進二 (2004) 「会計連続通牒第 196 号」 鳥羽至英・村山徳五郎責任編集 『SEC 「会計連続通牒」 ③』 中央経済社, pp. 1-130。
- [5] 高柳龍芳 (1993) 『監査論ノート 改訂版』 東京経済情報出版
- [6] AICPA (1975), Report of the Special Committee on Equity Funding, Feb. 1975.
- [7] Metcalf Committee (U.S. Senate Subcommittee on Reports, Accounting and Management of the Committee on Government Operations) (1976), The Accounting Establishment, 94th Congress, 2nd Session, Dec. 1976. (<https://archive.org/details/acstab100unit>).
- [8] 千代田邦夫 (1998) 『アメリカ監査論—マルチディメンショナル・アプローチ&リスク・アプローチ』 中央経済社。
- [9] United States General Accounting Office (2008), Audits of Public Companies – Continued Concentration in Audit Market for large Public Companies does not call for Immediate Action, Jan. 2008  
(<http://www.gao.gov/assets/280/270953.pdf>).
- [10] SEC (1978), Disclosure of Relationship with Independent Public Accountants, ASR No. 250, June 29, 1978.
- [11] SEC (2000), Proposed Rule: Revision of the Commission’s Auditor Independence Requirements, Rel. Nos. 33-7870, 34-42994, 35-27193, IC-24549, IA-1884; File No. S7-13-0033-7870, 34-42994, June 30, 2000 (<http://www.sec.gov/rules/proposed/34-42994.htm>).
- [12] SEC (2000), Revision of the Commission’s Auditor Independence Requirements, Release Nos. 33-7919; 34-43602; 35-27279; IC-24744; IA-1911; FR-56, Nov. 21, 2000.  
(<http://www.sec.gov/rules/final/33-7919.htm>).
- [13] SEC (2003), Strengthening the Commission’s Requirements Regarding Auditor Independence, Release No. 33-8183; 34-47265; 35-27642; IC-25915; IA-2103, FR-68, Jan. 28, 2003.  
(<http://www.sec.gov/rules/final/33-8183.htm>).
- [14] SEC (2003), Strengthening the Commission’s Requirements Regarding Auditor Independence (Corrections to Final Regulations), Release No. 33-8183A; 34-47265A; 35-27642A; IC-25915A; IA-2103A, FR-68, March 26, 2003. (<http://www.sec.gov/rules/final/33-8183a.htm>).
- [15] SEC (2002), Certification of Disclosure in Companies’ Quarterly and Annual Reports, Release No. 34-46079, File No. S7-21-02, Proposed rule, June 14, 2002 ([www.sec.gov/rules/proposed/34-46079.htm](http://www.sec.gov/rules/proposed/34-46079.htm)).
- [16] SEC (2002), Proposed Rule: Certification of Disclosure in Companies’ Quarterly and Annual Reports, Release No. 34-46300, File No. S7-21-02, Supplemental information on proposed rule, August 2, 2002  
(<http://www.sec.gov/rules/proposed/34-46300.htm>).
- [17] SEC (2002), Certification of Disclosure in Companies’ Quarterly and Annual Reports, Release Nos. 33-8124, 34-46427, IC-25722, File No. S7-21-02, Final rule; request for comments, August 28, 2002  
(<http://www.sec.gov/rules/final/33-8124.htm>).
- [18] SEC (2003), Management’s Reports on Internal Control Over Financial Reporting and Certification of Disclosure in Exchange Act Periodic Reports, Release Nos. 33-8238; 34-47986; IC-26068, June 5, 2003.  
(<http://www.sec.gov/rules/final/33-8238.htm>).

- [19] SEC (2004), Management's Report on Internal Control over Financial Reporting and Certification of Disclosure in Exchange Act Periodic Reports, Release Nos. 33-8392; 34-49313; IC-26357, Feb. 24, 2004 (<http://www.sec.gov/rules/final/33-8392.htm>).
- [20] SEC (2005), Management's Report on Internal Control over Financial Reporting and Certification of Disclosure in Exchange Act Periodic Reports of Non-Accelerated Filers and Foreign Private Issuers, Release Nos. 33-8545; 34-51293, Mar. 2, 2005 (<http://www.sec.gov/rules/final/33-8545.htm>).
- [21] SEC (2005), Management's Report on Internal Control Over Financial Reporting and Certification of Disclosure in Exchange Act Periodic Reports of Companies that Are Not Accelerated Filers, Release Nos. 33-8618; 34-52492, Sep. 22, 2005 (<http://www.sec.gov/rules/final/33-8618.pdf>).
- [22] SEC (2006), Internal Control Over Financial Reporting In Exchange Act Periodic Reports of Foreign Private Issuers That Are Accelerated Filers, Release Nos. 33-8730A; 34-54294A, Aug. 15, 2006 (<http://www.sec.gov/rules/final/2006/33-8730a.pdf>).
- [23] SEC (2005), Revisions to Accelerated Filer Definition and Accelerated Deadlines for Filing Periodic Reports, Release Nos. 33-8644; 34-52989, Dec. 21, 2005 (<http://www.sec.gov/rules/final/33-8644.pdf>).
- [24] SEC (2006), Internal Control Over Financial Reporting in Exchange Act Periodic Reports of Non-Accelerated Filers and Newly Public Companies, Release Nos. 33-8760; 34-54942, Dec. 15, 2006 (<http://www.sec.gov/rules/final/2006/33-8760.pdf>).
- [25] SEC (2008), Internal Control Over Financial Reporting in Exchange Act Periodic Reports of Non-Accelerated Filers, Release Nos. 33-8934; 34-58028, Jun. 26, 2008 ([www.sec.gov/rules/final/2008/33-8934.pdf](http://www.sec.gov/rules/final/2008/33-8934.pdf)).
- [26] SEC (2009), Internal Control Over Financial Reporting in Exchange Act Periodic Reports of Non-Accelerated Filers, Release Nos. 33-9072; 34-60813, Oct. 13, 2009 (<http://www.sec.gov/rules/final/2009/33-9072.pdf>).
- [27] SEC (2010), Internal Control over Financial Reporting in Exchange Act Periodic Reports of Non-Accelerated Filers, Release Nos. 33-9142; 34-62914, Sep. 15, 2010 (<http://www.sec.gov/rules/final/2010/33-9142.pdf>).